

世に暴露したのは後のことで、當時にあつてはその内容は勿論密約成立の消息すら全然知れてなかつたので、その効力は日露講和條約の批准と同時に發生することになつていたが、露国当局者の態度に就ては、我方には格別疑惑を挟むべき程の報道もなく、また事實該密約の内容を帰国後初めて聞いてその不利を痛感したるウキツテの如きは、密約を容認してその効力を發生せしめるよりも寧ろ日露講和條約の批准を遷延せしめるに若かないと迄力爭した経緯もあつたが、それは今略する。幸にしてウキツテ、ラムズドルフ等の該密約に關する諫奏は露帝を動かし、かつ講和條約は別に滞りなく批准を経たので、日露兩國政府は打合の上、十月十五日を以て東京及び露都各駐割の米仏兩國代表者を経て相互に規定の通告を行い、翌十六日我が政府はその全文を公布し、十一月二十五日米國國務省に於て日露兩國代表者相会して批准交換を了した。

第七節 日英同盟協約の改訂

明治三十五年一月三十日を以て向う五箇年を有効期として成れる日英同盟協約は、其の實施後三年有半を経たる三十八年の八月十二日、即ちポーツマスの講和談判に於て小村の提出した我が講和條件書に対し露国全權委員より回答書を小村に交付した其の日を以て之が改訂を見た。是より先き同年二月十五日、東京にて開催せられたる日英同盟記念祝賀会の席上に於て、小村は

「吾々は今夕茲に日英同盟協約の第三年紀を祝せんが為相会せり。此の同盟が平時に於ても又戰時に於ても至大の価値を有すべしとの吾々の當時の信念は、既往三箇年の経験に依りて充分に確認せられたり。此の同盟が将来引続き鞏固を加へんことは、兩締約

国並に全世界の利益の爲め希うて已ます。」

と演述したが、此の演述殊に右末段の一句は英國に甚大の反響を与え、早晚同盟協約の継続、特に局面の推移に順応せしめるため改訂を之に施そうと考量していた英國政府当局者は、如何にして之を鞏固にするかに就て我が政府の意向を知らんと欲するの念が切であつた。別して三月に入り、「タイムス」の在東京特派員が有力なる本邦二王新聞紙の所説たりし同盟拡張論を本国に打電し、日本の有識者の意見を代表するものとして之を紹介したので、當時英國にあつて同様に燃上らんとしつゝありし同盟拡張論に一段の声援を与え、日英兩國識者の所見相合致すとの感想は之が爲め躍然刺戟を受くるに至つた。英國に於て斯く同盟拡張論の急に高まり來りたるは、主として我が陸海軍の偉大なる功績に因りしこと勿論であつた。初め第一回同盟協約締結當時にあつては、英人中には英國は何を苦んで極東後進の日本と同盟を結び、無用の負担を荷うに至りしや了解し難し、というが如き反對論を唱うる者も絶無でなかつたが、我が對露開戦後の連戦連勝は自然此等の反對論をも屏息せしめたのみならず、却つて朝野を挙げて日英同盟の一層の鞏固、進んでは同盟範圍の拡張を唱道するの氣運となつた。

狀勢斯の如くであるので、英國政府部内にあつても亦随つて同盟問題を具体的に攻究するに至りしものゝ如く、即ち同年二月二十四日我が駐英林公使が英國外相ランズダウンと会晤の折、彼れ之に説及し、同盟期限の満了今や遠きに非ざるを以て、將來同盟を如何にすべきやの問題は今より篤と考量を加えねばならないが、英國の輿論は全然同盟の継続を希望するに在るに顧み、之を將來に継続するものとして其の方法を要考するに蓋し三案があるとして之に伴う利害得失を語り、之に對する我が政府の所見を求め之に就て公然となく内協議を爲すの端緒を開かんことを希望す

との旨を述べた。林は右会談の要領を小村に電報し、併せて其の私見として英国の識者は同盟拡張を希望するものと思料せらるゝこと、現戦争の終局後に於て露国は復讐戦を計画するの必然なるべきに鑑み、之に備うる為めには日英両国攻防同盟を相結ぶを以て得策なりとすべく、即ち同盟の拡張は日本に取つても利益あると信ずること、尙お英国の現バルフォア内閣には人心既に倦み、其の更迭の来るは早晚免かれ難きと、將た歐洲諸国殊に独仏側の日英同盟に対する猜忌よりして妨害手段の施さるべき懸念あるの事情に顧み、成るべく速に之が開談解決を試むるの要あることを副申した。

小村は林の電稟に就て閣僚に諮り、其の結果政府は同盟の継続には無論賛成であるが、同盟の範囲は依然第一回協約の儘となし、唯だ韓国の位地は今次戦争の結果として一変したるを以て、新協約も亦之に応じ必要の変更を加えざる可らず、即ち我が国は追つて韓国に対し、保護権の確定を期するが故に、之が実行上に牴触を来さざるの修正を加え、又其の実行に關し英国政府の賛助を得べく予め相当の措置を為し置かんとの意見に決した。小村は此の閣議決定に基き、林に対し大要「我が政府は日英同盟が兩國の予期せし所を充たし相互に有益なる効果を齎し得たりと信ずるを以て、同盟協約の継続問題を慎重考量するの所存にして、又事情変遷の結果如何なる変更を同協約に施すの必要あるに至れるかの問題を攻究せんが為め、若し英国政府にして同様の意向を有するに於ては、わが政府は英国政府と意見交換を開始せんとするの意向を有する」との旨を英国外相に陳し、之に關し何等政府を羈束するの結果を生ぜざるの注意の下に同外相との間に内協議を開くべしとのことを訓令した。

林は小村より右の訓令に接するや、英国外相に向つて遲滞なく日本政府の所見を披瀝した。時會々倫敦にては聖靈

降臨祭の休日を迎え、在朝有司多くは郊外に去つた為め会合は一時中絶したが、五月十七日に至り林は英国外相との間に再び会談の機を得た。其の際同外相は林に対し次の如く述べた。

同盟問題に關し閣僚と協議を経たるに、其の継続のことは閣員一同異議なく、殊に本問題に対する輿論の傾向に鑑み、同盟をして現在以上に一層有力のものたらしめんことを希望するに於て一致せり。例へば現行協約には、締盟國の一方の援助を求むるは單に他方が聯合せる二箇國より攻撃を受けたる場合に限れるが本政府の希望する所は締盟國の一方が何れの一国より故なく攻撃せらるる場合には他方は直ちに之を援助すべきことに更正し、即ち斯かる場合に英國は其の全海軍を以て日本を援助すべく、其の代り日本は其の陸軍を以て英國を援助すべしとすることにあり。尤も本政府は、英國が阿弗利加又は歐洲に於て戦争に従事するに方り日本の援助を要求せんとするの意思あるに非ず。畢竟露國は現に公言せるが如く、現下の戦争終局の上は海軍拡張に向つて全力を尽すべく其の場合に於て日本が之に対抗して海軍力の権衡を保持せんとするには莫大の負担を要すべし。然るに若し日本が他一国より攻撃を受ける場合に英國の全艦隊は直ちに來りて之を援助すべきこと同盟協約の条文中明確なるに於ては、露國が其の海軍拡張の意圖を断念すべきは必然なりとす。但だ其の場合には、露國は恐くは軋じて力を印度方面に傾注すべし。而も其の際日本の陸軍が直ちに英國を援助すべきを知らば、露國は是れ亦何等為す能はざるに顧み、其の計画を抛棄せざるを得ざるべし。此の意見は必しも本政府が此の儘正式に日本に提議せんとする所には非ずと雖も、英國の輿論の要求は蓋し此に存す。

抑も明治三十五年の第一回協約の交渉の際に於ても、同盟の範囲を印度に及ぼさしめんと議が英國側より起り、之に対し我が政府は、本同盟の目的は日英兩國の共通範囲に於て有する利益を擁護するにあつて、兩國の各所屬地に於て有する共通以外の利益を擁護するは其の趣旨に非ずとの理由を以て応諾しなかつた次第は會て述べた。今や同盟範囲拡張論が英國に於て高まつて來たので、印度問題が更に英國側より提出されるであらうことは、実は予想に難く

なかつたのである。兎も角も英国外相は前述の意見の下に日英同盟の範囲を拡張して其の効力を一層強大ならしめ、露国をして日本に対する海軍拡張と英国に対する印度攻撃とを共に断念するの余儀なきに至らしめんと議を提し、日本政府に於て叙上の基礎に依り交渉を行う意あらば進んで其の細目を商議せんと欲する旨を陳べた。

林は五月二十日を以て右英国外相の所説を小村に進達するに方り、之に關する一己の賛成意見を添えて具申した。

其の要に曰く、「現下國際政局の形勢を熟察するに、諸大國相互間の關係は其の親善の程度に於て今や英米兩國の間に存する其れに勝れるものはない。露国の政策は仏國の同情を冷却せしめ、随つて仏露同盟は最早や相互の同情及び政事的共通の利益に基くものでない。其の結果英仏の親善は益々加わり、伊國も亦英仏聯合に同情を寄すること勿論である。獨國は今や殆んど孤立の状にある。同國にして若し今後依然従来の如き行動を演ずるならば、更に一層の孤立に陥るを免れない。形勢斯の如くなるを以て、若し我國にして英國と密接なる同盟改訂を行うに於ては、我國は英米伊四國の強大なる連合の後援を受けるを得べく、随つて我國は露國の他日の復讐戦を怖るゝを要せざるのみならず、尙お(一)我國は現戦争の終局に於ける講和談判に際し列強の殆んど全部より援助を受け、(二)黃禍説を鼓吹して日本に対抗する歐洲同盟を作らんとする露獨兩國人の画策陰謀は確に之を打破するを得べく、(三)同盟の結果として本邦人と英米人種との間に増進せらるべき同情は、本邦労働者を異人種たるの故を以て英國植民地又は米國より排斥せんとするの口実を漸次消滅せしむる等の利益がある。我國と英米との間に於て利害の衝突があるとすれば、それは平和的商業の競争にあるのみ。然れども是れ毫も同盟に影響あるものではない」と。林は此の意見の下に英国外相の提議した基礎に於て交渉を進むる利を説き、政府の考量を促し來つた。

小村は慎重に考慮し必しも林の副申せる論拠に逐一共鳴したのではないが、英国外相の提議の根底には料揀玩索すべき多少の意義がないではないので、遂に従来の方針に一進展を加えて断然同盟協約の範圍及び性質を拡張するを本邦の前途に稽えて寧ろ有利であると認め、即ち之に關する意見書を草して五月二十四日之を閣議に提出した。此の意見書は第二回日英同盟協約の基礎となつた極めて重要なもので、之を左に掲げる。

今回戦争の結果トシテ露國ノ極東經營ハ其ノ根底ヨリ打破セラルルモ、彼カ全然平素ノ志ヲ放擲セザル以上、再び回復ヲ図ルベキハ必然ナルガ故ニ、我ニ於テモ之ニ処スルノ覚悟ト準備ナカルベカラズ。而シテ又一方ニ於テ我邦ハ假令満足ナル条件ヲ以テ和局ヲ結ブモ、尙戦後經營ヲ全フスル為數年ヲ要スベク、此ノ期間ハ飽迄無事ヲ保タザルベカラズ。此ノ目的ヲ達スル一手段トシテ曩ニ日英同盟ヲ繼續スルコトニ廟議一決シタルガ、其ノ要旨ハ同盟協約ヲ現今ノ儘ニ繼續シ、即チ其ノ性質ト適用ノ範圍トヲ變更セズ、單ニ一定ノ期限間確定不動ノモノト為スニ在リタルナリ。然ルニ其後英國政府ノ意向ヲ窺ヒ得タルニ、彼ハ一步ヲ進メテ、舊ニ協約ノ適用範圍ヲ拡張スルノミナラズ其ノ性質ヲモ一變シ、防守同盟ヲ更メテ攻守同盟ト為サンコトヲ希望セリ。右ハ素ヨリ極メテ重大ナル變更ナルモ、深ク國家ノ前途ヲ慮ルニ、寧ロ断然現今ノ協約ヨリ進ンデ攻守同盟ニ移ルヲ得策ナリト思惟ス。其ノ理由ハ、一 將來ニ向ツテ平和維持ノ目的ヲ達センガ為メニハ、攻守同盟ノ現協約ニ比シ遙ニ有効ナルハ護説ヲ俟タザル所ニシテ、英國政府ノ決心ハ決シテ事ヲ好ムニ非ズ以テ平和ノ維持ヲ一層鞏固ナラシムルニ在ルガ故ニ、此ノ点ニ関シテハ兩國ノ意思互ニ合致スルモノナリ。

二 露國ハ他日復讐ノ目的ヲ以テ極東ニ於ケル其ノ軍備ヲ著シク増加スベキガ故ニ、將來平和ノ担保ノ為メニハ之ニ對シ予メ制限ヲ加フルノ必要アルモ、今回戦争ノ結果トシテ右ノ目的ヲ達スルコトハ到底不可能ニ屬ス。然レドモ若シ我國ニ於テ英國ト攻守同盟ノ約ヲ結ビ、且露國ノ極東ニ於ケル軍備拡張ニ對シ我レ亦必要ノ程度ニ我ガ軍備ヲ拡張センニハ、露國ト雖モ復仇ヲ試ミル

ノ余地ナク、随ツテ平和ノ維持ヲシテ頗ル鞏固ナラシムベキヤ必セリ。

三 今回ノ戦争ニ因リ我國ノ真価ハ列強ニ認メラレ、其ノ嘆賞ヲ博シタルト同時ニ、畏懼猜疑ノ念モ亦裏面ニ存在スルコトヲ覺悟セザルベカラズ。此ノ念ハ戦後我が国力ノ發展ト共ニ益々増張スベキガ故ニ、或ハ我國ヲシテ孤立ノ地位ニ立タシムルノ虞ナキ能ハズ。然レドモ若シ英國ト攻守同盟ノ約ヲ訂センニハ此ノ憂ヲ防キ、他ノ排擠ヲ免カルヲ得ベシ。

英國トノ攻守同盟ハ斯ノ如ク我レニ有利ナリ。然ラバ其ノ方法ハ如何ニスベキ乎。惟フニ同盟ノ目的ハ東洋ニ於ケル全局ノ平和ヲ維持シ、兩國共通ノ若クハ各自ノ利益ヲ擁護シテ平和ナル發達ヲ図ルニ在リ。而シテ同盟ノ活動ハ同盟國ノ一方ガ正当ノ理由ナクシテ他國ヨリ攻撃ヲ受ケ、又ハ前記ノ利益ガ他國ノ侵略的行動ニ依リテ侵迫セラレ、之ヲ擁護スル為メ戦端ヲ開キタル場合ニ生ズベシ。而シテ右ノ場合ニ於テ兩國同盟國ガ相互ニ兵力的援助ヲ与フル区域ハ明ニ之ヲ協定シ置クノ必要アルベク、右ハ先ヅ極東並ニ印度以東ニ限ルコト然ルベシ。仍テ尙ホ具體的ニ協約ノ大綱ヲ挙ゲレバ、

第一 兩國同盟國ハ東洋ニ於テ全局ノ平和ヲ維持シ、且清國ニ於ケル兩國共通ノ利益（即チ兩國ノ領土保全、門戸開放ノ主義ヲ維持スルコト）、及ビ極東並ニ印度以東ニ於ケル各自ノ特殊利益ヲ擁護スルヲ目的トスルコト。

第二、英國ハ日本ガ韓國ニ於テ有スル政事上、軍事上、及ビ經濟上ノ特殊利益ヲ擁護スル為メ適宜必要ト認ムル措置ヲ執リ得ルコトヲ承認スルコト。

第三 兩國同盟國ノ一方ガ正当ノ理由ナクシテ一國若クハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルトキ、又ハ前記共通若クハ各自特殊ノ利益ガ他國ノ侵略的行動ニ依リテ侵迫セラレ、之ヲ擁護スル為メ戦端ヲ開クニ至リタルトキハ、他ノ一方ノ締約國ハ直チニ兵力ヲ以テ援助ヲ与フルコト。

第四 本協約ニ因リ相互ニ兵力的援助ヲ与フル区域ハ、極東及ビ印度以東ニ限ルコト。

第五 本協約ノ有効期限ヲ十箇年ト為スコト。

第六 現時ノ日露戦争ニ對シテハ英國ハ嚴正中立ヲ維持シ、若シ他ノ一國又ハ數國ガ日本に對シ交戦ニ加ハルトキハ兵力ヲ以テ日本ヲ援助スルコト。

同盟協約ノ条文ハ大体右ニ止メ、尙ホ此ノ以外ニ秘密約款ヲ以テ左ノコトヲ規定スベシ。

一、兩國同盟國ハ孰レモ東洋ニ於テ最大海軍力ヲ有スル別國ノ海軍力ニ比シ實力上優勢ナル海軍ヲ常ニ東洋ニ維持スルコトヲ努ムルコト。

二、兵力的援助ノ程度及ヒ方法ハ兩國軍事当局者ニ於テ之ヲ協定スルコト。

三、日本カ韓國ニ對スル別國ノ侵略的行動ヲ予防シ並ニ同國ノ國際關係ヨリ紛擾ノ發生スルコトヲ杜絶スル為メ同國ニ對シ保護權ヲ確立スルトキハ英國ハ之ヲ承認スルコト。

大要右ノ如クニシテ新ニ協約ヲ訂立スルヲ得バ極東ノ平和ハ永遠ニ確立セラレ、帝國ノ安全ト康寧トハ茲ニ完全ナル担保ヲ得、將來ノ發展亦期シテ俟ツベシ。思フニ今日ハ協約締結ノ為メ實ニ逸スベカラザル好時機ニシテ、我國ハ連戦連捷ノ結果頗ル優勝ナル地位ヲ占メ、而シテ英國ハ終局ノ勝利亦我レニ在ルヲ確信スルコト、彼レガ前陳ノ如キ希望ヲ表シタル事實ニ徴シ明白ナルガ故ニ、此ノ確信ノ動搖セザル間ニ於テ、將タ又英國内閣ノ交送セズ、内外ノ情勢變化セザル間ニ於テ、迅速ニ協約ヲ訂立スルコト頗ル緊要ナリト信ズ。

閣議ハ小村の右意見を是認シ、同二十四日御裁可を得たので、小村は翌二十五日林に此の趣旨に係る回訓を發した。即ち、我が政府が当初同盟の範圍を依然現行協約通りに限定せんと欲したのは、畢竟同盟適用の地域の擴張問題のみを考量した結果で、此の見地より日本政府は其の擴張を以て独り英國を利するに止まるものと思量した次第であるが、今次の英國提案は同盟適用の地域と共に同盟の性質をも擴張せんとするもので、日英雙方に取つて等しく利益

があるのに鑑み、我が政府は主義に於て之に同意すべしというに在つて、別に小村の考慮の末に係る新協約案を林に送付した。本文六箇條、秘密別約三箇條より成れるもので、其れは左の如くである。

第一 同盟ノ目的ハ東洋ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保シ且清國ニ於ケル列國ノ共通利益、即チ清國ノ領土保全及ビ門戸開放ノ主義ヲ維持シ、並ニ東亞及ビ印度ニ於ケル兩締盟國各自ノ領土權及ヒ特殊利益ヲ擁護スルニアリ。

第二 兩締盟國ノ一方ガ正当ノ理由ナクシテ一国若クハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルトキ、又ハ一国若クハ數國ノ侵略的行動ニ因リ侵迫セラレタル前記ノ權利若クハ利益ヲ防護センガ為メ戦端ヲ開クニ至リタルトキハ、他ノ一方ノ締盟國ハ直チニ來リテ援助ヲ与ヘ、協同戦闘ニ當リ、講和モ亦相互合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ。

第三 前記ノ規定ニ依リ兩締盟國ノ一方ガ他ノ一方ニ援助ヲ与フベキ地域ハ東亞及ビ印度ニ限ル。且此ノ義務ハ該地域内ニ於テ戦鬭ノ起ラザルニ限り發生セザルモノトス。

第四 日本ガ韓國ニ於ケル政事上、軍事上、及ビ經濟上ノ特殊利益ヲ擁護セムガ為メ正当且必要ト認ムル措置ヲ執ルノ權利ハ、英國ニ於テ充分ニ之ヲ承認ス。

第五 本協約ハ調印ノ日ヨリ十箇年間効力ヲ有ス。

第六 現下ノ日露戦争ニ對シテハ、英國ハ嚴正中立ヲ維持シ、若シ他ノ一国若クハ數國ガ日本ニ對シ交戦ニ加ハルトキハ英國ハ來リテ日本ニ援助ヲ与ヘ、講和モ亦日本ト相互合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ。

帝國政府ハ又左ノ趣旨ヨリ成ル秘密約款ヲ緊要ト認ム

第一 兩締盟國ハ孰レモ極東ニ於テ最大海軍力ヲ有スル別國ノ海軍力ニ比シ實力上優勢ナル海軍ヲ常ニ極東ニ維持スルコトヲ努ム

(イ)

第二 兵力的援助ノ性質及ビ程度並ニ該援助ノ実行方法ハ兩締盟國陸海軍當局者ニ於テ之ヲ協定スヘシ

第三 日本カ韓國ニ對スル別國ノ侵略的行動ヲ防シ並ニ同國ノ國際關係ヨリ紛争ノ發生スルコトヲ杜絶セムカ為メ同國ニ對シ保護權ヲ確立スルトキハ英國ハ日本ノ処置ヲ贊助スヘキコトヲ約ス

此の電訓に接した林は、即時英國外相に面会して政府の前記條項を内告し、特に韓國に關する同外相の談及に對し「韓國に於ける現状維持は最早や問題とならない。日本政府は韓國に於ける其の利益を防護する為め二大戦争に従事するの已むを得ざるに至つたが今や我が政府の希望する所は将来紛争の因を再生せしめざらしめんが為め、全然禍根を絶たんとするにある。韓國に於ける外国陰謀の根底を剿滅するのは、日本の安固に取つて絶対緊要のことに属する。韓人中には秩序ある政治を憚ばずして日本の勢力に反對し、純然たる親露派に非ざる者にしても尙お且露國を以て唯一の後援と頼むの状がある。韓帝日本移居の風説が過般伝播したのは、此等韓人が日本に對する惡感情を挑発せんと試みたる一例にして、其の他に類似の例尠くない。日本政府は斯かる陰謀の萌芽を全然打破せんことを希望する。日本政府が韓國に對する監督を嚴にするの外なきに至れる所以は、畢竟将来の戦争再発を予防するの必要に出でたるものにして、毫も侵略的の意向があるのではない」との旨を説明した。英國外相は之を諒し、我が提案は同政府に於て欣然速に熟考を加うべき旨を言明した。

爾來林と英國外相との間には日を追つて交渉が開かれたが、先づ以て我が提案の第一にある東亞及び印度なる語の範圍如何、例えば波斯は此の範圍に入るや否や、英國政府は之に惑つた。之に關する在本邦英國公使の推問に對し、小村は新協約の地理的範圍は印度及び其の以東に限るべく、随つて波斯は無論其の範圍以外に屬すと明確に答えた。

林も亦英國外相よりの質問に対し、協約の適用範圍は日本の側より云えば韓国及び戦後日本の東亜に於て利害關係を有するに至るべき地方にして、英國側より云えば印度は孰れも之に含まるべく、此の基礎に依つて範圍を限定すべしと云い、疑惑の余地なからしむるに就て疏明する所があつた。又秘密別約のことは英國側に於て之を好まない。蓋し議會に於て若し密約の存否に關し質問起つた場合に政府が之に對し曖昧の答辯を為さば世人をして其の存在を認知せしむべく、之を否認せば密約の効果を消滅せしむるの虞があるからである。故に同外相は、密約なるものは之を取結ばず、是非共秘密に附せざる可らざる事項は別に外交文書の交換に譲るべしとの希望を表した。

此等意見交換の末、英國外相は六月十日を以て同國政府の對案を林に手交した。其の要領は左の如くである。

大不列顛國政府及日本國政府ハ一千九百二年一月三十日兩國政府間ニ締結セル協約ニ代フルニ新協約ヲ以テセムコトヲ希望シ

(イ)東洋ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト(ロ)清帝國ノ獨立及ビ領土保全、竝ニ清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等ノ主義ヲ保障シ、以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト、(ハ)東部及ビ東南部亞細亞ニ於ケル兩國聯盟國ノ領土保全ヲ維持シ、竝ニ該領土ノ附近諸國ニ於ケル兩國聯盟國各自ノ特殊權利及ビ利益ヲ防護スルコトヲ目的トスル左ノ各条ヲ約定セリ

第一条 大不列顛國若クハ日本國ニ於テ本協約ノ前文ニ記述セル利益ノ孰レカ危殆ニ迫マルモノアルヲ認ムルトキハ、兩國政府ハ相互ニ充分且隨意無ク通告シ、該利益ヲ擁護センガ為メニ採ルベキ措置ヲ協同ニ考量スベシ。

第二条 兩國聯盟國ノ一方ガ自ラ挑発スルコトナクシテ一國又ハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ因リ、若クハ一國又ハ數國ノ侵略的行動ニ因リ戰端ヲ開キ、ソノ結果前文(イ)項ニ掲ゲタル該兩國聯盟國ノ權利及ビ特殊利益ガ危殆ニ迫ルトキハ、他ノ一方ノ兩國聯盟國ハ直チニ來リテ援助ヲ与ヘ協同戰闘ニ當リ、講和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ為スベシ。

第三条 大不列顛國ハ日本國ガ韓国ニ於ケル政治上、軍事上、及ビ經濟上ノ特殊利益ヲ擁護センガ為メ正当且必要ト認ムル措置ヲ

執ルノ權利ヲ充分ニ承認ス、但シ該措置ハ常ニ列國ノ商工業ニ對スル機會均等ノ主義ト抵觸セザルヲ要ス。

第四条 日本國ハ均シク他ノ一方ニ於テ、大不列顛國ガ印度國境ニ接近スル地方ニ於テ有スル特殊利益、及ビ該利益ヲ擁護センガ為メ正当且必要ト認ムル措置ヲ執ルノ權利ヲ承認ス。

第五条 兩國聯盟國ハ孰レモ他ノ一方ト協議ヲ經ズシテ他國ト上記ノ利益ヲ害スベキ別約ヲ為サザルベキコトヲ約定ス

第六条 本協約ハ第七条ノ規定ニ抵觸セザル限り調印ノ日ヨリ直チニ実施シ、該期日ヨリ十箇年間効力ヲ有ス。右十箇年ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ兩國聯盟國ノ孰レヨリモ本協約ヲ廢棄スルノ意思ヲ通告セザルトキハ、本協約ハ兩國聯盟國ノ一方ガ廢棄ノ意思ヲ表示シタル当日ヨリ一箇年ノ終了ニ至ル迄引續キ効力ヲ有ス。然レドモ若シ右終了期日ニ至リ兩國聯盟國ノ一方ガ現ニ交戦中ナルトキハ、本協約ハ講和成立ニ至ル迄當然繼續スベシ。

第七条 現時ノ日露戰爭ニ對シテ大不列顛國ハ嚴正中立ヲ維持シ、若シ他ノ一國又ハ數國ガ日本國ニ對シ交戦ニ加ハルトキハ、大不列顛國ハ來リテ日本國ニ援助ヲ与ヘ、協同戰闘ニ當リ、講和モ亦雙方合意ノ上ニテ之ヲ為スベシ。

左ノ約款ヲ包含スル公文交換ノコト

(イ) 現時ノ戰爭終局ノ後兩國聯盟國ハ各歐洲中何レノ國タルヲ問ハス其極東ノ海面ニ於テ有スル海軍ニ比シ実力上優勢ナル海軍ヲ常ニ該海面ニ集中スルヲ得ヘキ狀態ニ維持スルヲ努ムヘシ

(ロ) 日本國ハ戰爭ニ方リテハ隨時印度ニ於ケル英國軍隊ノ兵力ニ等シキ兵力ヲ準備維持スヘシ

但シ

ヲ限度トス

(ハ) 上記ノ義務ニ屬スルモノノ外兩國聯盟國ノ一方カ本日調印ノ協約中ニ規定セル場合ニ際シ他ノ一方ニ兵力的援助ヲ与フヘキ條件及該援助ノ実行方法ハ兩國聯盟國陸海軍當局者ニ於テ協定スヘク又該當局者ハ相互利益ノ問題ニ關シ凡チ充分ニ且ツ隨意無ク隨時互ニ協議スヘシ

小村は右の英国対案に就て審議を加え、其の結果之に對する一の修正案を作つた。この修正案に於て前文(イ)の「東洋に於ける」を「東亞及び印度の地域に於ける」と爲して協約適用の地域を一層明瞭且正確にし、(ロ)の「保障し」を「確實にし」と改め、(ハ)の前段「東部及び東南部亜細亞に於ける兩締約国の領土保全を維持し」を「東亞及び印度の地域に於ける兩締盟国の領土権を保持し」に、又其の後段「並に該領土の附近諸國に於ける兩締約国各自の特殊權利及び利益を防護」を「並に該地域に於ける兩締約国の特殊利益を防護」に改め、第一條の「利益の孰れか」を「權利及び利益の中孰れか」とし、第二條は、

兩締約国の一方が自ら挑発することなくして別國より攻撃を受けたるに因り、又は別國の侵略的行動に因り、本協約前文規定の地域に於ける該締約国の權利又は利益を防護せんが爲め戦端を開くに至りたるときは、他の一方の締約國は直ちに來りて之に援助を與へ、協同戦闘に當り、講和も亦雙方合意の上にて之を爲すこと。

と改めて、同盟の性質を一層明確にし、第三條の韓國に關しては、之に關する一切の約款を公然協約中に規定せんと英國案に同意し、但だ現行協約中にも韓國に關する規定があるのと且英國が韓國と條約上の關係あるとを顧念し、本條を英國案に於けるよりも一層確實にするの要を認め、即ち第三條を、

日本は韓國に於て政事上、軍事上、及び經濟上の特殊卓絶なる利益を有するを以て、英國は日本が該利益を擁護増進せんが爲め正当且必要と認むる指導、監理及び保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認すること。但し該措置は常に列國の商工業に對する機會均等主義と牴觸せざるべきこと。

と修正し、英國案の第四條に就ては、本邦政府は印度に境する諸國と何等の關係を有せず、随つて英國が此等の地域

に於て執るべき措置は、其の何たるを問はず帝國之政府に於てを承認すべきは論なき所で、本條の如き規定なしと雖も兩締約國の義務に毫も消長を來さざるに、今特に本條を留存するは、韓國に關する條項と異なり同盟と何等關係なき條項を設くるの觀があつて面白からざるのみならず、日本が英國の斯かる措置に協力するのは、是れ我が意思以外に同盟の範圍を拡張するの嫌があるので、寧ろ其の削除を要すべく、其の余の英國案第五條乃至第七條に對しては格別の異議なしと爲し、尙交換公文案の内容にも多少の修正を加え、小村は六月二十一日を以て林に對し、右の趣旨に依り英國政府に交渉すべき旨訓令した。

林は小村の前記訓令を休して英國外相に折衝したが、同外相よりは七月一日に至り更に第二対案の提出があつた。其の協約本文に於て該対案中重要な点を挙げれば、(一)第二條の「別國より攻撃を受けたるに因り、又は別國の侵略的行動に因り」の次に「其の攻撃又は侵略的行動が何れの場所に於て發生するを問はず」の一句を挿入し、以て別國をして本條の適用を免かれしむるの途を狭むること、(二)第三條末段の「列國の商工業に對する」を更に改めて「他國の條約上の權利又は他國の商工業に對する」とすること、而して(三)印度に關する英國対案第四條は、英國が印度地方に於て自國の利益を擁護せんが爲めに執ることあるべき措置の正当なる所以を公然辯解するの目的よりして、是非共に之を留存せしめたきことの三点にあつた。

更に公文交換の件に關しては、第一対案の三項の外に更に(四)として

(四) 日本國ハ大不列顛國ニ海軍ノ援助ヲ与フル目的ノ為メ亞細亞ノ海面以外ニ艦船ヲ派遣スルノ義務ナク又大不列顛國ハ日本國ニ陸軍ノ援助ヲ与フル目的ノ為メ極東ニ軍隊ヲ派遣スルノ義務ナキコトヲ相互ニ同意ス

陸海軍交互援助の具体的な面を追加して来た。

英国政府の此の第二対案を報じた林の電報が東京に到達した七月三日には、恰も小村は講和全權委員を仰付けられ、次で同月八日ボーツマスに向け本邦を發し、同盟問題に關する爾後の交渉は、小村の方針に副うて桂臨時外相の直接指揮する所となつた。桂は英國の第二対案に対し其の(一)には同意し、(二)は韓国に於ける各国特殊の條約に基く權利は、該国と韓国との條約の規定に依りて相異り、随つて此等の權利は同盟に關係なく直接關係国の間に各別に措置すれば足るもので、第三国をして我國に對する其の争点の論拠として直ちに同盟協約を援用するの權利を得さしむるが如き約款を協約中に挿入するは面白からずとの見地より反對し、(三)も亦曩に述べたる理由よりして不同意を表し、若し林公使に於て英国政府の疑念を解く必要があると思考するなら、英國外相に對し「英國政府が印度國境近接の地方に於て執らんとする措置にして、印度に於ける英國の領土權を防護せんが為めに必要と見做さるるものならしめば、我が政府は総べて之を協約第二條の意義に照し全然正當なる措置と認むべく、換語すれば日本政府は英國政府の執るべき如上の措置を以て其の性質上全く自衛的且非挑発的のものと思ふべく、随つてわが政府の所見を以てすれば、斯かる措置の第二條の適用を妨ぐる論拠とならないであらう」との意を言明して可なる旨を訓令した。而して交換公文に關しては、戦時の相互援助は戦闘の状況に依り異なるが故、(四)項の「兵力的援助ヲ与フヘキ條件及該援助ノ実行方法ハ兩締盟國陸海軍当局者ニ於テ協定スヘク」を除き、其の他の秘密協約を全部削除することを提議した。林は七月十四日英國外相に對し、我が政府の此の所見を通告した。而して同外相は同月十九日、更に之に對する修正意見を提出し、第一條第二條及び第六條の文言に多少の改竄を加え、英國案第四條を復活せしめて其の條句を、

日本は印度國境の安全に係る一切の事項に關し英國の有する特殊利益及び該國境の附近に於て英國が其の印度の領土を擁護せんが為め必要と認むる措置を執るの權利を承認す。

と為さんことを求め、別に韓国に於ける條約上既定の權利の保障に關する確認の公文を得んことの希望を陳述した。

其の翌二十日、バルフォア内閣は愛蘭予算問題に關し下院に於て敗北せしが、同二十四日彼れ議場に於て、政府党は尙お多数を占むるが故に此の際辭職せず、又下院を解散せず、随つて議會の会期は八月十一日まで継続すべき旨を宣明した。去れど其の閉會後に至らば或は議會の解散となり、政局如何に變動するや測知す可らざりしが故に、同盟改訂問題の解決のこと亦随つて一日も速なるに若かざるに至つたのである。

桂は右英國政府の修正希望を在米の小村に移牒し、其の所見を徴したが、小村よりは折返し之に關する回電あり、桂は此の回電に基き、七月三十日在本邦英國公使との會見を機とし、告ぐるに韓国に關する外交文書の交換は日本政府に於て断じて同意し難きこと。日本政府は他国と韓国との條約を破毀し又は條約上の權利を蹂躪するの意なきに、英國政府が何故に此の点に就て懸念し、談判の中途より改めて特に條約上の權利云々を主張するに至つたかを解するに苦むこと、仮に韓国を以て我が保護國と為すも、之が為め他国と韓国との條約は直ちに無効に歸すべきものとは思考せず、若し我が保護權と他国の條約上の權利と相容れざるものあらば、直接に該他国と交渉して之を矯正するに妨なきこと、又韓国には從來陰謀盛行われ、皇帝始め諸大臣は他国と種々都合なる約定を取結び、遂に今次の戦役を惹起したるに顧み、將來斯かる事態を反覆するなからしめんが為め充分の予防を講じなくてはならず、之が為め日本政府に於ては何等かの手段を執るを要し、随つて英國外相の提議せるが如き文書は全く不用なるのみならず、わが

政府の措置を幾分にも掣肘するが如き性質の取極には同意する能わずとのことを以てし、印度に関する英国案第四條に就ては本邦政府は今尙お之を不必要と信するも、英国政府の議會に對する立場をも商量斟酌し、同盟国の友誼として可成英国政府の意に応じたき希望を以て目下折角考慮中なる旨を語つた。

斯くて桂は八月一日を以て、英国政府の第二對案に對する我が政府の最後修正案を林に電訓した。此の最後修正案に於て些少の字句修正は措き、印度に関する英国案第四條に就ては、英国の有する特殊利益の地域に就て何等言明する所ないので、其の前段は極めて広義に解釈せられ、随つて協約の範圍を不相當に拡張するの嫌あるを免かれぬ爲に、之を

日本は印度国境附近の地方に於て英国が印度に於ける其の領土權を擁護せんが爲め必要と認むる措置を執るの權利を承認す

と修正して本協約に存留することに同意すべく、韓国に関する公文交換の件は主要前述の理由を以て同意し難しと言明した。林は此の意を以て更に英国外相に交渉したる結果、同外相は印度に関する第四條をば更に、

英国は印度国境の安全に繋る一切の事項に關し特殊利益を有するを以て、日本は前記国境の附近に於て英国が其の印度領地を擁護せんが爲め必要と認むる措置を執るの權利を承認す。

と変更せんことを希望し、本邦之に同意を表した。又軍事的協力に關する規定に就ては本邦の主張通に決定した。韓国問題に關しては、抑も英国外相が当初六月十日を以て林に手交した同政府の協約案第三條には、韓国に關し日本が正当且必要と認めて執るべき措置は列国の商工業に對する云々とありしに、前述の如く其の後同国政府自ら之を「他国の條約上の權利又は他国の商工業に對する云々」と改めんと提議し、爾後暫くは之を固執し、後「條約上の權利」

なる語を削除するに同意したるも、別に之に關し公文交換を主張するに至りし所以は、其の意を付度すれば、要は日本が第三国例えば米国の韓国との條約上既定の權利を侵害し、之が爲めに万一日米間に開戦を見るが如き場合に際し、英国は日本に援助を与うるの義務を負わざるの意を明にせんと欲したるが故であつたであらう。去れば林は之に就て英国外相に万一の如き事態發生する場合に日本は英国に援助を求めざるべしとの意を婉曲に確言する所あつたので、同外相は之を諒し、林の同意を経て八月三日の閣議に於て「日本が韓国と他国との條約を侵犯することあるべきかとの問題に關しては、日本公使は余に確言した、即ち凡そ條約を尊重するの嚴正なること日本に若くもなく、日本が條約を侵犯することあるべしとの嫌疑を受けるが如きは其の最も意外とする所で、又万一斯の如き仮定の場合の実現すべき杞憂ありとするも、其の場合は第二條の規定を以て充分之に処することを得る。同條の規定に依れば、斯かる原因より發生すべき戦争は謂ゆる挑発することなくして攻撃を受けたるに因る場合と認められないからである」との声明を為し、閣僚は此の声明に依り我が修正に同意することとなり、随つて此の問題に關する公文交換案は、同外相之が撤回に同意して解決した。

斯の如く同盟協約の内容は、日英兩國雙方の合意を得た。英国政府は来るべき政変を予想し、其の對議會關係上八月十二日を期して之に調印せんことを希望し、本邦も之に異議なく、乃ち必要なる委任を林公使に授け、予期の如く同十二日倫敦にて之が調印を了つた。此の第二回日英同盟協約の第一回の其れと相異なる要點は、上來記述せる所に依りて既に明瞭なるが如く(一)第一回協約に於ては適用の範圍を清韓兩國に限りしに、第二回協約に於ては之を印度に及ぼしたること、(二)第一回協約に於ては同盟の性質單に防守的なりしに、第二回協約に於ては之を攻防的と為したこ

と、(三)第一回協約に於ては英國は韓國に就て單に日本の特殊利益を承認せしに止まつたが、第二回協約に於ては日本の指導、監理、及び保護の措置を執るの權利を承認したること、(四)第一回協約に於ては同盟の期限は五箇年であつたが、第二回協約に於ては之を十箇年と爲したることと是れである。即ち之が結果として日英兩國は印度以東全局の平和を確保すること、印度以東に於ける兩國の領土權及び特殊利益を防護すること、及び清國の獨立保全並に清國に於ける列國の商工業に対する機會均等主義を確保にするの共同責任を負担することとなつたのである。

次は新協約の發表期であるが、此の問題に関する英國外相の意見は先づ日露講和談判の發展如何を見て決すべしと云うにあつた。蓋し、本協約にして一旦公表せられ、而して講和談判不調となるが如き虞ある場合に於ては、露國は或は之を以て公然侮辱を受けたるものと感じ、其の名譽に照すも以て和議を締結する能わずと稱せずとも限らざるのみならず、併せて露國の主戦黨に一種の口実を与うるの懸念なしとせず、而して他國も亦却つて露國に同情を寄するやも知るべからずと察したからである。之に関し桂より意見の問合に接したる小村は、八月三日紐育より回電して曰く、同盟協約を直ちに發表することの講和談判の上に及ぼす影響如何は、其の談判が如何なる進路に就くべきや未だ判明せざる今日尙お断言するを得ない。若し日露全權委員會合の上講和成立の曙光を認め得るに於ては、新協約發表の如き講和談判の進行上に累を及ぼすべきものは総べて之を見合すこと確に得策なるべく、之に反し談判の不調に帰すべきこと明白なるに於ては、協約の發表は害なくして多少の益あるも知る可らず、故に講和談判發展の模様に依り發表の時機を決定することを得るに至る迄、發表期日の問題は未決の儘に附し置くことが得策であらうと。即ち其の結論は英國外相と同様であるが、之が前提に至りては小村の視角は同外相の其れと寧ろ反対なりしを知るべく、而

して理は正に小村の所見に存せしに似た。政府は則ち小村の意見に基き、追つて本協約を發表するも講和談判の進行上に何等累を及ぼさざることを兩國政府に於て確認するに至る迄其の發表を見合はすを得策と認むる旨を英國政府に回答した。次で九月に入り、即ち日露講和條約の成立後、英國政府よりは同盟協約調印済のことは既に世に洩泄し、新聞紙上亦之を伝えるものあるを以て、近く之を公表しては如何との内牒があつた。此の電照に接したる小村は、最早や之を發表するも甚しき支障なかるべきが、講和條約の批准ある迄は可成露國の感觸を害することは避くるを利としか能う得べくんば十月初旬、該條約批准の通告了るを俟つて發表するを得策と認むる旨を回電した。去れど英國政府は余りに長く之を秘し置くを好まず、既に同国外相は九月早々其の露仏独駐劄大使に訓令して協約本文を各任國政府に非公式的に通告したる次第にして、此の際可成速に公然の發表を希望するの内意を本邦政府に致した。本邦に於ても當時独國官民間に日英新協約の性質を誤聞し獨國の東亞に於ける既得の利權と背馳するものと誤解せる者もあつたので、政府は同月中旬駐独井上公使をして本協約の本文を同國政府に内報し、其の性質、目的、及び公表遅延の理由を釈明せしめ、又駐仏本野公使へも訓令し、仏國政府に対し同様の措置を執らしめた。其の後本邦政府に於ては露國に関する諸報道を商量し、新協約の發表は最早や日露講和條約の批准に影響を及ぼすなしと認め、九月二十七日を以て之を發表すべきことを英國政府との間に打合せた。是に於てか同月二十六日、我が宮中に於て特に枢密院會議は開かれ、桂首相は其の内容を説明し、一同の翼賛を得、予定の如く翌二十七日を以て日英兩國政府同時に之を公表した。其の本文は左の如くである。

日本國政府及大不列顛國政府ハ一千九百二年一月三十日兩國政府間に締結セル協約ニ代フルニ新約款ヲ以テセムコトヲ希望シ

- (イ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト
(ロ) 清帝國ノ独立及領土保全並清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト

(ハ) 東亞及印度ノ地域ニ於ケル兩締盟國ノ領土權ヲ保持シ並該地域ニ於ケル兩締盟國ノ特殊利益ヲ防護スルコト
ヲ目的トスル左ノ各条ヲ約定セリ

第一条 日本國又ハ大不列顛國ニ於テ本協約前文ニ記述セル權利及利益ノ中何レカ危殆ニ迫ルモノアルヲ認ムルトキハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ且隔意ナク通告シ其ノ侵迫セラレタル權利又ハ利益ヲ擁護セムカ為ニ執ルヘキ措置ヲ協同ニ考量スヘシ

第二条 兩締盟國ノ一方カ挑発スルコトナクシテ一國若ハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ因リ又ハ一國若ハ數國ノ侵略的行動ニ因リ該締盟國ニ於テ本協約前文ニ記述セル其ノ領土權又ハ特殊利益ヲ防護セムカ為ニ交戦スルニ至リタルトキハ前記ノ攻撃又ハ侵略的行動カ何レノ地ニ於テ發生スルヲ問ハス他ノ一方ノ締盟國ハ直ニ來リテ其ノ同盟國ニ援助ヲ与ヘ協同戰鬪ニ當リ議和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ

第三条 日本國ハ韓國ニ於テ政事上、軍事上、及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルヲ以テ大不列顛國ハ日本國カ該利益ヲ擁護増進セムカ為ニ正当且必要ト認ムル指導、監理及保護ノ措置ヲ韓國ニ於テ執ルノ權利ヲ承認ス但シ該措置ハ常ニ列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ニ反セサルコトヲ要ス

第四条 大不列顛國ハ印度國境ノ安全ニ繋ル一切ノ事項ニ関シ特殊利益ヲ有スルヲ以テ日本國ハ前記國境ノ附近ニ於テ大不列顛國カ其ノ印度領地ヲ擁護セムカ為ニ必要ト認ムル措置ヲ執ルノ權利ヲ承認ス

第五条 兩締盟國ハ孰レモ他ノ一方ト協議ヲ經シテ他國ト本協約前文ニ記述セル目的ヲ害スヘキ別約ヲ為ササルヘキコトヲ約定ス

第六条 現時ノ日露戰爭ニ對シテハ大不列顛國ハ引續キ嚴正中立ヲ維持シ若シ他ノ一國若ハ數國カ日本國ニ對シ交戦ニ加ハルトキハ大不列顛國ハ來リテ日本國ニ援助ヲ与ヘ協同戰鬪ニ當リ議和モ亦雙方同意ノ上ニ於テ之ヲ為スヘシ

第七条 兩締盟國ノ一方カ本協約中ニ規定スル場合ニ際シ他ノ一方ニ兵力的援助ヲ与フヘキ條件及該援助ノ実行方法ハ兩締盟國陸海軍當局者ニ於テ協定スヘク又該當局者ハ相互利害ノ問題ニ関シ相互ニ充分ニ且隔意ナク隨時協議スヘシ

第八条 本協約ハ第六條ノ規定ト牴觸セサル限り調印ノ日ヨリ直ニ實施シ十箇年間効力ヲ有ス右十箇年ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ兩締盟國ノ孰レヨリモ本協約ヲ廢棄スルノ意思ヲ通告セサルトキハ本協約ハ兩締盟國ノ一方ガ廢棄ノ意思ヲ表示シタル當日ヨリ一箇年ノ終了ニ至ルマテ引續キ効力ヲ有ス然レトモ若シ右終了期日ニ至リ同盟國ノ一方カ現ニ交戦中ナルトキハ本同盟ハ議和ノ成立ニ至ルマテ當然繼續スヘシ

抑も今回の協約改訂交渉は、英國にては去る明治三十五年の第一回協約締結の際の如くに絶対秘密の屏裡に鎖されずして、其の消息は倫敦の政界に何程か知れ渡り朝野の識者孰れも其の改訂及び拡張の要を肯認し、政權漸く式微せるバルフォーア内閣も協約改訂の重要問題を控へ居りしを以て急に挂冠するに至らず、在野党も亦之を識認して其の更迭を迫らず同内閣をして其の交渉の局を収めしめたのは、会々以て英國の輿論が冥黙の間に如何に此の改訂を重要視し、其の拡張を希望し居つたかを証する一端とも見ることが出来る。乃ち在野の自由党有力者も、同盟の薈に継続のみならず其の主張にも夙に賛意を表し、後日外相となれるグレーは五月三十一日倫敦の一晚餐会の席上に於て本邦人の勇敢と耐忍とを賞嘆したる末日英同盟に論及し、「本同盟は其の締結の當時世人の一部が憂慮したるが如き、英國と歐洲隣強との關係を攪乱するあらざりしのみならず、却つて英仏兩國を相接近せしめ、日露戰爭を兩交戦國間の

みに限局したるの好結果を収めたり」と述べて同盟の勢力の偉大なりしを称し、又後年の首相アスキスも九月九日自由党俱樂部の園遊会に於て、「日英同盟は全英国民の誠心賛同する所にして、正に極東に於ける英國の根本政策たり」と述べたのは、共に当年の在野党も亦同盟の熱心なる賛成者であつたことを示すもので、殊に同盟の範圍拡張が殆んど公然の秘密として英國朝野の間に洩れていた當時に於て、有力なる自由黨員の口より斯かる言説を聞くのは、以て同盟拡張の同国一般の輿望に副える所以を立証して余りあるものと云い得る。我國にあつても協約發表後、識者の一斉に之を歓迎したのは叙する迄もない。斯くして新同盟協約は、爾後の國際政局の上に於て日英兩國に利益を共与せしこと数知れないが、特に我國が當時其の改訂に伴うて直ちに享受せる目前の利益と認め得たるものは、英國に於ける外債募集の多大なる便宜であつた。我國は倫敦にて募集せる軍事費の剰余をば直ちに転じて南滿洲鐵道の經營に注入せしむるを得た。要するに小村の時運の交遷に順応して此の改訂を遂げたのは、第一回同盟協約の締結と共に第一次外相時代に於ける偉大の功業に算え得るのである。

第八節 家屋税仲裁々判の敗訴

小村が戦時外交の拾収に着手するに先だち、過ぐる兩三年以来の懸案となつてゐた家屋税仲裁々判事件は漸く解決を告げた。しかも我國の敗訴として解決を告げたのは遺憾ではあつたが、一は国運を賭した大戦の始末を目前に控えたのと、一は事件が専ら法律問題であつて国民の視聽をそばだてるに力薄かつたと、また一は識者が小村の最善の努

力を肯認するに吝かでなかつたことにより、國論の甚しき是非を聞くことなかつたのは、時局收拾の要に鑑みて寧ろ多幸の感があつたともいえる。

抑も明治二十七年に我國と欧米各国との間に改正せられた新通商航海條約は、いづれも同三十二年七八月の間に実施せられて旧諸條約に代わり、その結果旧條約の下に五十年の久しきに亘り我が国内に実施せられて来た領事裁判權すなわち俗にいう治外法權は、右新條約の実施と共にその跡を絶つに至つたが、しかも本邦在留欧米諸国人に關する行政權及び司法權の獨立を我國に回収すべき重大の對外施設を断行するに方りては、これに伴うて幾多の新聞題が生起したのは免かれ難い所であつた。ただ幸にしてその多くは外交手續によつて解決せられたが、独り家屋税問題は我國と關係諸国との間に妥協成らず、その結果これをハーグの常設仲裁々判廷の解決に俟つに至つた次第は概略左の如くである。

従来横浜、神戸その他の開市場に於ける各外国人居留地は、明治二十七年の新條約の実施と共に我が市区に編入せられ、爾後我が地方組織の一部となるに至つたので、当該市区稅務署に於ては、元居留地内の外国人所有の建物に対し本邦人所有の建物、及び政府の永代借地券により外国人の保有する居留地外の地所の上に存する建物、その他外国人所有の他の一切の建物に対すると同様の府県税、市税、及び登録税を徴收しようとした。然るに新條約に於ては日本の各外国人居留地内にて、現に因つて以て財産を所持する所の現在永代借地券は有効のものと確認せらるべきこと、及び右財産に対しては該借地券に明確に記載せられたるものゝ外何等の條件を附せず、また何等の租稅賦課金、取立